

地震研究所「技術研究報告」に掲載された論文の著者のみなさまへ

著作権行使の委託と電子版公開に関するお願い

平成24年12月25日  
技術研究報告編集委員会

いつも東京大学地震研究所の研究活動にご理解いただきまして、ありがとうございます。

このたび地震研究所の技術研究報告編集委員会では、「技術研究報告」を創刊号に遡って電子化し、公開する電子アーカイブを計画しております。これによって「技術研究報告」掲載原稿の引用が簡便になるだけでなく、今後の技術研究にも資するところが多いと考えられます。

これまでは、「技術研究報告」に掲載された著作物の著作権を規定したものがなかったため、著作権は著者に帰属していました。そこで、技術研究報告投稿規定を制定し、その著作物の著作権を地震研究所に帰属するとしました。そのため、2012年9月以降に発行された「技術研究報告」に掲載された論文・報告等の著作物の著作権は、地震研究所に帰属します。しかし、電子アーカイブを行うにあたっては、上記期日以前に発行された「技術研究報告」に掲載された論文についても、著作権が著作権者から地震研究所へ譲渡されているか、著作権の行使について著作権者から許諾を受けていることが必要となります。そこで、下記の2項目のご承認をお願いする次第です。

- (1) 地震研究所は、学術目的のため、該当する論文を複製する権利と公衆送信する権利を有すること。
- (2) 地震研究所は、学術目的のため、第三者に上記(1)と同様の権利を行使させる権利を有すること。

上記の2項目についてご承認いただけないとお申し出があった論文につきましては、アーカイブの対象とはしないことにいたします。ご承認いただけない方は、2013(平成25)年2月28日までに、その旨を技術研究報告編集委員会宛にご連絡ください。お申し出のなかった論文につきましては、ご承認いただいたものとして電子アーカイブの作業を進めさせていただきます。また、この「お願い」が全ての著作権者の目に触れることにはならないと思われますので、この「お願い」を知る機会がなかった等の理由で期限後に該当者からのお申し出があれば、当該論文の公開はそれ以後の適当な時期をもって中止いたします。

なお、今回の複製権と公衆送信権の行使の委託は「技術研究報告」を電子公開することが目的であり、それ以外に著者自身の利用が妨げられることは一切無いことを申し添えます。

<連絡先>

〒113-0032 東京都文京区弥生 1-1-1  
東京大学地震研究所  
技術研究報告編集委員会  
E-mail: [gihou@eri.u-tokyo.ac.jp](mailto:gihou@eri.u-tokyo.ac.jp)